平成25年度 第10回 西宮市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時:平成26年1月20日(月)14時26分から14時48分まで
- 2、開催場所:西宮市職員会館1階 第2中会議室
- 3、出席委員(15人)

会長 1番 吉田 昭光

会長職務代理者 2番 坂口 文孝

委員 3番 八木 米太朗

4番 田中 良平

5番 松本 俊治

6番 森畑 義明

7番 大前 輝雄

8番 前田 豊

9番 松井 祐一

10番 岡本 久一

11番 茶谷 勝視

12番 髙田 孝

13番 尾﨑 清政

14番 丸 幸良

15番 奥村 幸弘

- 4、欠席委員(0人)
- 5、議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 8号 農地法第4条の規定に基づく一時転用許可申請の件

報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第42号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第43号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第44号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

 事務局長
 増田 俊也

 係長
 東 孝二

 主事
 北島 知晶

議長

委員の皆様、本日はご苦労様でございます。予定の時間となりましたので 只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は在任する選挙 による委員10名のうち出席者数は10名であり、過半数ですので農業委員 会総会は成立いたしております。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

異議なしとのことでございますので、14番の丸委員と15番の奥村委員 を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第8号「農地法第4条の規定に基づく一時転用許可申請の件」を上程いたしますが、本件につきましては、高田委員が除斥の対象となりますので、退室をお願いします。

(高田委員 退室)

議長

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第8号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」でございますが、 議案書1ページに1件ございます。

ここで農地法第4条の規定に基づく許可申請の手続きについてご説明いたします。市街化調製区域内の農地での転用手続きについては農地法第4条第1項の規定に基づき、当該農地の所在する市の農業委員会、本件では西宮市農業委員会になるわけですけれども、県知事に対して意見書を送付することになっており、県知事の許可を得ることになっています。

それでは議案第8号をご説明いたします。

【議案第8号を議案書と別添資料をもとに説明】

申請人は自身の住居の建て替えを計画しており、その期間の仮住まいとして本件農地を一時的に転用し、コンテナハウスを4棟設置いたします。このコンテナハウスは住居の建て替えが完了次第、撤去し、農地に戻すことになっております。また、資力・信用については金融機関の残高証明により確認し、計画日程及び内容からも事業目的が果たされ、周辺農地の影響についても問題ないと考えております。以上のことから、農地法第4条第2項第5号に定めた転用を許可することができない項目に該当しないため、許可相当と考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終りました。次に、現地調査委員の説明をお願いいたします。7番大前委員さん。

大前(7番)

議案第8号についてご説明いたします。鷲林寺2丁目の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、県道82号鷲林寺町交差点の南東、約50メートルのところにあります。現在、農地は耕作地として適性

に管理されていますが、所有者の農家住宅の建て替えに伴い、その仮住まい 用コンテナハウスの設置場所として、一時的に転用するものです。建て替え 工事終了後は、ふたたび農地に復元するもので、県知事に4条許可申請とし て、進達しても問題は無いと考えます。以上です。

議長

現地調査委員の説明が終りました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

松本(5番)

これは、期間はどうなっているのか。何ヶ月とか。

事務局

7月末までです。

松本(5番)

それは7月末になったら元に戻るということか。

事務局

はい、そういうことです。

松本(5番)

分かりました。

議長

他にございませんか。なければ、議案第8号「農地法第4条の規定に基づく一時転用許可申請の件」につきましては県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第8号「農地法第4条の規定に基づく一時転用許可申請の件」につきましては、意見書を添えて県知事に進達することにいたします。

(高田委員 入室)

議長

それでは、これより報告案件に入ります。まず、報告第41号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

報告第41号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」で ございますが、議案書2ページに1件ございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長 専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。以上でございます。

事務局の説明は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

長

議

(質問なし)

議長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第42号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届 出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

報告第42号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページに3件ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりまし

たので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。以上で ございます。

議長

事務局の説明は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (質問なし)

委員一同 議 長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。 続きまして報告第43号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出 受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

報告第43号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」 でございますが、議案書4ページに4件ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理いたしましたので報告します。 以上でございます。

議長

事務局の説明は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。最後

に、報告第44号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を 報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

報告第44号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書5ページに2件ございます。

【議案書朗読】

12月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認いたしましたので会長専決にて証明書を交付いたしましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 委員一同 事務局の報告は終りました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (質問なし)

議長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。以上を持ちまして、本日予定いたしておりました案件はすべて終了いたしました。 これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。